

柏崎ブランド米「米山プリンセス」土づくり支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「柏崎ブランド米「米山プリンセス」認証制度実施要綱（以下「認証要綱」という。）」に基づく土づくりに取り組む生産者に対し、助成金を交付することで柏崎ブランド米「米山プリンセス」の取組を促進し、生産量の安定化と生産者の農業収入の向上を図ることを目的とする。

(交付手続)

第2条 助成金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、認証要綱別表第1の認証基準の全てに取り組み、又は取り組む意思がある者で、認証要綱第4条に規定される者とする。

(交付対象となる事業)

第4条 交付の対象となる事業は、認証要綱別表第1に掲げる土づくりとする。ただし、この場合の土とは、当該土づくりを実施した次の年に柏崎ブランド米「米山プリンセス」に取り組む圃場の土のことをいう。

2 前項の圃場とは、認証要綱第5条第2項に規定される取組計画書に記載された圃場を原則とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、10アール当たり3千円とし、予算の範囲内において交付する。

2 前項の助成金額の対象となる面積は、全ての圃場の申請面積を合算したものとする。

3 助成金の交付は、1交付対象者につき、同一年度当たり1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)

は、第4条に掲げる事業を完了後、その年度の2月末日までに柏崎ブランド米「米山プリンセス」土づくり支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに書類の審査を行い、交付する場合にあっては柏崎ブランド米「米山プリンセス」土づくり支援事業助成金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎ブランド米「米山プリンセス」土づくり支援事業助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) 認証要綱又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第4条に規定される土づくりでないと判明したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

（助成金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により助成金交付の決定を取り消すときは、柏崎ブランド米「米山プリンセス」土づくり支援事業助成金交付決定取消・返還通知書（別記第4号様式）により通知するとともに、既に助成金が交付されている場合には、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、助成金の支払については、令和11年5月31日までの間は、

なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。